

第4回世羅町議会定例会会議録

令和6年12月5日
第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第4回世羅町議会定例会 (第3号)

令和6年12月5日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 第 1 同意第 4 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 2 同意第 5 号 | 世羅町副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 第 3 議案第 94 号 | 世羅町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 議案第 95 号 | 令和6年度世羅町一般会計補正予算(第5号) |
| 第 5 議案第 96 号 | 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 6 議案第 97 号 | 令和6年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 7 議案第 98 号 | 令和6年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) |
| 第 8 議案第 99 号 | 令和6年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第2号) |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 亀田知宏 | 2番 | 佐倉悠希 |
| 3番 | 矢山靖 | 4番 | 宗重博之 |
| 5番 | 佐々木浩康 | 6番 | 福永貴弘 |
| 7番 | 向谷伸二 | 8番 | 上本剛 |
| 9番 | 松尾陽子 | 10番 | 藤井照憲 |
| 11番 | 田原賢司 | 12番 | 高橋公時 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 町長 | 奥田正和 | 副町長 | 金廣隆徳 |
| 会計課長 | 山崎誠 | 総務課長 | 広山幸治 |
| 財政課長 | 矢崎克生 | 企画課長 | 升行真路 |
| 税務課長 | 藤井博美 | 町民課長 | 道添毅 |
| 子育て支援課長 | 山名智並 | 健康保険課長 | 宮崎満香 |
| 福祉課長 | 小林英美 | 産業振興課長 | 垣内賢司 |
| 商工振興課長 | 山口徹 | 建設課長 | 福本宏道 |
| 上下水道課長 | 市尻孝志 | せらにし支所長 | 前川弘樹 |
| 教育長 | 早間貴之 | 学校教育課長 | 藤原康治 |
| 社会教育課長 | 正田一志 | | |

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 黒木康範 | 書記 | 迫林威宏 |
| 嘱託書記 | 貞光有子 | | |

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長(高橋公時) ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) おはようございます。議案の1ページをお開きください。

同意第4号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和6年12月5日 提出

世羅町長 奥田正和

氏 名 井上 陽光

生年月日 昭和51年

住 所 世羅町大字小国

任 期 令和6年12月16日から令和10年12月15日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の吉儀多加志さんが、令和6年11月17日をもって任期満了となったので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

井上陽光さんにつきましては、このたび教育委員の任命につき地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして保護者であるものという指定がされている枠でございます。この井上さんにつきましては現在、小学生と中学生の保護者でございます。これまでも長きにわたってPTA会長として会員をまとめるなど、学校と保護者を繋ぐ役目において大きく貢献をしてこられました。

また社会体育の指導等を通して、子どもをよりよく育てるための活動と発信を積極的にしておられ、地域や保護者からも信望が厚い方でございます。これらの点から井上陽光さんは教育委員として適任であると考えているところでございます。

経歴につきましては、平成30年からの役員を皮切りに郡のPTAを歴任をされており、本年度まで郡のPTA連合会役員の仕事としてのご活躍いただいている状況でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は、11名であります。

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員

7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員

11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(高橋公時) 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 佐々木浩康議員
6 番 福永貴弘議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 1 1 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて は、井上 陽光（いのうえ ようこう）さんを同意することに決定しました。

▼【副町長（金廣隆徳） 退室】

日程第2 同意第5号 世羅町副町長の選任につき同意を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議案2ページをお開きください。

同意第5号

副町長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、次の者を副町長に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和6年12月5日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 金廣隆徳

生年月日 昭和47年

住所 世羅町大字甲山

任期 令和7年2月19日から令和11年2月18日まで

提案理由でございます。

副町長の金廣隆徳さんが、令和7年2月18日をもって任期満了となるので副町長の選任につき、地方自治法第162条の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

金廣さんの履歴でございます。平成3年に甲山町に採用されまして、以後さまざまな課を歴任されてございます。近年におきましては広島県へ平成21年

に派遣をされてございます。その後総務課、またせらにしの支所長等歴任し、令和2年に副町長に選任をいただいたところでございます。これまでも行政経験長く、さまざまな事業に携わっておられます。また副町長としてこれまで職務を全うされ、町民の方々、また職員にも信望の厚い人材として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ほかに質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は、 11 名であります。

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれはありますか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番 亀田知宏議員 2 番 佐倉悠希議員 3 番 矢山 靖議員

4 番 宗重博之議員 5 番 佐々木浩康議員 6 番 福永貴弘議員
7 番 向谷伸二議員 8 番 上本 剛議員 9 番 松尾陽子議員
11 番 田原賢司議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（高橋公時） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番 向谷伸二議員
8 番 上本 剛議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(事務局による開票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 5 票

反対 6 票

以上のとおり反対が多数です。

したがって、同意第 5 号 世羅町副町長の選任につき同意を求めることについては、金廣 隆徳さんを 同意しないことに決定しました。

日程第 3 議案第 94 号 世羅町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) 議案集 29 ページをお開きください。

議案第 94 号

世羅町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

世羅町子ども医療費支給条例(平成 18 年世羅町条例第 18 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)が令和 6 年 12 月 2 日に施行されたことに伴い、世羅町子ども医療費支給条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3 番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3 番 矢山 靖議員。

○3 番(矢山 靖) 質問をさせていただきます。先ほど説明にありました特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正、条例改正ということですが、改正前の資料ですね、国民健康保険法第 116 条に規定とありますが、この 116 条がよくわからないのですが、これを变えるにあたってですね、対象範囲、修学又は、改正後が修学又はとなっておりますよね。改正するにあたりこの対象範囲というのが変わるのでしょうか。その辺りをお願いいたします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) お答えいたします。受給資格者の対象範囲には

変わりはありません。

○議長(高橋公時) ほかに。

○3番(矢山 靖) はい。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 対象範囲は変わらない。わかりました。では、改正によって制度がどうなるのでしょうか。修学又が変わるということですね。これによって何歳から何歳、それと影響人数ですね、その辺がわかれば、お願いいたします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) この子ども医療費支給対象者の範囲は0歳から18歳の年度末までというところは、今回の改正に関しましては変わりはありません。よって対象人数等も変更はありません。

○議長(高橋公時) ほかに質疑はありませんか。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 0歳から18歳、よくわかりました。小学校からではないんですね。0歳からなんですね。わかりました。予算のほうは何か変わってくるのでしょうか。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) 予算も変更ございません。

○議長(高橋公時) ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 94 号 世羅町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 95 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算 (第 5 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 31 ページをお開きください。

議案第 95 号

令和 6 年度世羅町一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 6 年度世羅町一般会計補正予算 (第 5 号) を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 187,461 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 13,020,705 千円とするものでございます。

歳入は、町税 32,802 千円、分担金及び負担金 75 千円、使用料及び手数料 43 千円、国庫支出金 77,577 千円、県支出金 77,126 千円、繰入金 35,600 千円を増額し、諸収入 22,762 千円、町債 13,000 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,738 千円、民生費 93,608 千円、農林水産業費 87,364 千円、消防費 7,927 千円、災害復旧費 63,118 千円を増額し、議会費 2,075 千円、衛生費 11,369 千円、商工費 12,568 千円、土木費 12,863 千円、教育費 22,659 千円、公債費 4,946 千円、予備費 814 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(高橋公時) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 24ページの歳出の職員手当等の時間外勤務手当、数字的なことをお聞きするのではなくて、時間外が増えていると、だから数字が上がっていると。職員さんの負担が多くて健康上にもよろしくないと思うんですが、残業するにあたって、どういうふうな制度、届出、「残業します」、「これいついつまでにしないといけないので、残業しないといけないんです」と。そういったシステム、制度というのを教えていただきたいです。自己申告とか、そういう感じでいくのか、昔で言うタイムカードというか、そういった辺りをこの際教えていただけたらと思っております。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) 時間外勤務手当の取得等の取扱いについてご説明申し上げます。時間外での勤務が必要な場合、その業務内容と共に、時間の目安を所属長に申し出て所属長がその内容を確認し、時間外での勤務命令をあらかじめ出す。それをもって業務にあたるといった手続きを行っているところでございます。

○議長(高橋公時) ほかに質疑はありませんか。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 46ページ10款2項1目の第1節報酬、会計年度任用職員の減額についてとですね、48ページこれ中学校費についての同様に会計年度任用職員の減額について詳細をお伺いしたいです。

○学校教育課長(藤原康治) 議長。

○議長(高橋公時) 学校教育課長。

○学校教育課長(藤原康治) それではお答えいたします。いずれも小学校、中学校共に教育補助員の今年度の前期分、6か月分の報酬によるものです。配置ができませんでしたので、人材確保には努めておるところではございますが、そういった状況におきましてお返しするものをご説明いたします。

○2番(佐倉悠希) はい。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 予定していた人材が確保できなかったということかと思うんですけども、その影響等、そのフォローについてお伺いしたいです。

○教育長(早間貴之) 議長。

○議長(高橋公時) 教育長。

○教育長(早間貴之) 佐倉議員のご質問ですけれども、教育補助員は基本的には特別支援学級に配置させるということになっております。予定していた人数が充てられないときには、場合によっては管理職がそこを担うとか、授業によっては児童や生徒が移動するときにその配置を工夫することによって、就くべきところには別の人を充てると。場合によってはAという補助員が2人の児童につくというようなことをやりくりをしております。

○議長(高橋公時) 教育長、今のは対処方法であって、それによる弊害がないかということなので、それについて教えてください。

○教育長(早間貴之) 議長。

○議長(高橋公時) 教育長。

○教育長(早間貴之) 今、議長からご指摘いただきましたけれども、影響は確かにございます。本来でしたら、手厚い支援、補助をすべきところに補助員を就けたいところでございますけれども、そこができないことによって先ほど場合によっては管理職が就くということもございましたけれども、その間管理職、たとえば教頭がすべき仕事が後回しになるという弊害は確かにございます。

○議長(高橋公時) ほかに質疑はありませんか。

○10番(藤井照憲) 昨今の物価高、これが大きな話題になっていると思うんですけども、今回の補正、特に物価高で影響を受ける光熱費、これらについて確認したいと思うんですけども、5年度から6年度にかけての予算では2000万の光熱費の縮減が図られた。今回の補正で321万2000円と。額としたら小さいんですけども、物価高で光熱費に与えた影響、あまりにも少ないものでびっくりしているんですけども、きちっとした施設の運営の中でこの補正額で対応できるのかどうか。ここをお伺いします。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(高橋公時) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 光熱費につきましては複数の箇所にわたっておりますので私のほうで総括してお答えをいたします。

議員おっしゃられますとおり、今回の補正は300万円程度の光熱費増額となっております。今回の当初予算、今年度当初予算を積上げるにあたりましては、昨年度、令和4年度の年末頃から昨年度の10月、11月頃までの実績を基に当初予算額を積上げております。ちょうど国からも物価高騰によります電気代等の補助金が出ている状況、高くはありましたが、それなりの補助を受けた状況での電気代の支払等しております。今年度におきましてもいったん途切れた時期はありましたが、電気代の補助は続いておったということで、昨年、積上げのときと同様の状況ということであまり想定以上の電気代の増額というところはないと考えております。今回補正しておりますのは利用状況、国の補助がいったん途切れた影響等もあったのかと思われませんが、基本は利用状況等によりまして今回補正をさせていただくものと考えております。

○議長(高橋公時) そのほか質疑はございませんか。

○10番(藤井照憲) 議長。

○議長(高橋公時) 10番 藤井照憲議員。

○10番(藤井照憲) わかりました。縮減という目的もあるんですけど、寒さもありますので、しっかりとした対応を取っていただきたいと思います。

次にですね、44ページ、住宅管理費、町営住宅の修繕費なんですけれど、700万の増と。町の住宅管理の体制をどうするか。考え方を。壊れたところを直すのか、計画修繕の範疇にあるのか。この辺りの考え方をお伺いします。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(高橋公時) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) お答えいたします。町が管理する町営住宅につきましては、過年度に策定しております町営住宅修繕計画に基づき、計画的な修繕を行っているところでございます。

この計画に基づきまして本年度は、井折住宅の1棟について大規模な外壁の修繕であるとか、設備の修繕を行っているところでございます。一方こちら今

回補正上げております 700 万円につきましては経年劣化によります設備の修繕を行うものでございまして、主なものといたしましては浄化槽、それから各戸に付いております給湯器、こういったものの修繕を緊急的に行うものでございます。

○議長(高橋公時) ほかに質疑はございませんか。

○11 番(田原賢司) はい。

○議長(高橋公時) 11 番 田原賢司議員。

○11 番(田原賢司) 私のほうは、ページ 7 ページ債務負担のところから。考え方というか、対応についてお伺いしたいんですが。中へ追加でこのなかには毎年経常的に上がってくるものもありますし、新規で追加に上がってくるものがあります。一覧で混じったような形で議案資料で出てくるわけですが、議案のほうで上がってくるのが議案集として私どもの手元に届くのが今回ですと当日。全協で説明を受ける日に手元に届くと。このなかでいうと花めぐりバス支援事業補助金とか、観光 P R テレビ番組制作という分で新規でぽっと入っているわけなんです、この事業がどうこういうんじゃないんですが、要は説明の仕方ですね、全協でピックアップで事業を説明されるわけなんです、いきなり議案に上がっている。特に注力しているもの、今回観光において注力する事業ということで上がっているわけなんです、そのときどきにおいてこういう形で注力するものを上げておられるわけなんで、これについては、重点的に説明して、できれば予算化なり可決に向けた努力を図られるべきだろうと思います。そういった姿勢ですね。そこが、ちょっと時差と言うか、本来もうちょっと説明が丁寧な、できればもうちょっと全協が早い段階であって、次になんかこういう議案上げますよと。そういったものが説明されるべきはないかと思えます。今回一部債務負担のところについては、取下げといったこともあったわけなんです、これも事前に聞いてこういったことに取組もうと思っていると。場合によってはいいことかなとも私自身は思いました。ただ前提条件になる条件整備のところは配慮が足りなかったのかなという事例でもあったかと思えます。そういったところが早目早目にお互いに議論の中で叩く、叩き上げていいものを作っていこうとするならば、より制度としていいものが成り立つかと思えます。先日の町長の中で、車の両輪に例えられた話もあったわけなんで

すが、その考え方が今まで全協に携わってきて、以前と変わってきているのかなど。私が職員であった時代、今、70前後の方が課長であった時代ですね、あの頃はここまで課長、説明するんですかというような方もいらっしゃいました。前回係長とか、主査でおったときに全協の場や委員会の場に引っ張り出されて、ここまで説明するんですかといった諸先輩がいらっしゃいました。ちょっとその頃と雰囲気が若干変わってきているのかなというところが感じるところもあります。前回全協の場でできるだけ早目早目にそういった提案をするよという話があったわけなんです、その点のところがこの資料と説明のタイミングというところが非常に疑問に思う点がございます。その点を今後どうしていくのかと。できれば我々議会のほうへそういったところを早目にやって、議会のほうがこの12人の目を見て、こういったところが住民側からしたらこういう疑念が沸くのではないかとといったところをお互いに叩き合う場というのが事前事前にいるのではないかと。それを叩き上げることによってより良き制度を作り上げていくというのが理想だと思いますので、債務負担に限らずなんです、そういう協議の場というのが非常に大切だと思います。それが若干私自身で言うと、おろそかになることによって、お互いにそこが齟齬になっているところがあるんだろうと思います。捉え方の点もあるかと思うんですが、今後のその在り方。債務負担等について今回疑念が沸きましたので、その点のところを今後どうされるのかというところを教えてください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 債務負担に関わらず、先般全協の場で申し上げましたように、そういった新規事業等であったり、さまざまな主要施策にあっては議会に説明を申し上げたいということをし述べたところでございますが、その時点で今回の議案は配っておりまして、そこで全協当日では予定に入れてなかったということがございます。このたび債務負担、新規のものについては説明しておけば良かったということでございます。以後においても、債務負担に関わらず、先般議長ともお話をさせていただいておりますので、そういうふうに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○11番（田原賢司） はい。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 忙しいなかで業務に取り組まれていることはわかるわけなんです、若干全協と定例会なりの、臨時議会にしてもそうなんです、説明から採決を得るまでの期間というのが非常に短くなっております。コロナのときであれば緊急にものを対処しないといけないといったこともあったかと思うんですが、若干今思いますに、全協と説明するタイミングとそれを採決するまでの間というのは一定程度期間があったほうがお互いにやりとりをするにしても齟齬がなくなり、よろしいのではないかと思います。現実、今の期間のあり方というのが定例会のそれこそ3日か4日前に全協があって、そのまま一般質問に入って、すぐ本会議というような形にもあります。なかなか全協で説明を受けた内容について、我々議員にしても地域の方がそのことについてどう思っているかといった、聞いてみたいという時間的余裕もないところがございます。そういったところを執行部としても配慮いただければよろしいのかと思うんですがいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ただいま議員よりご提案というような形で再検討をということでございます。これまで議会事務局と我々執行部との間で日程調整等を行い、慣例的なものもございますけれども運用してまいっているところでございます。改めてご指摘、ご提案をいただいておりますので、我々執行部側の準備体制、作業内容等、それから議会事務局におけるご意見等擦り合わせながら調整を行ってまいりたいと思います。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 先ほどの問題に引きつづき、私も新人議員の代表として申し上げます。今回の全協の会議、私も事務局長のほうにもうちよっと早めにしていただけないかという、私たち初めてですので理解するまで時間がかかりますという提案も差上げたんですが、既に執行部のほうで決定していますというご返事をいただいて、これは移動できないという、タイトな中でやっておら

れるのはわかりますが、今回のように新人が6人もいる状況を判断していただき、できるだけそれを考慮して日程というのを組んでいただければ良かったと思います。

○議長（高橋公時） 宗重議員、今回のことに関しては補正予算に関しての質疑となりますので、先ほどのは田原議員の質疑の中でのことなので、一応お答えできますか。同じような内容ではあったんですが。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 重複したお答えになるかもわかりませんが、日程調整につきましては事務局と当局で調整をして、いろいろと擦り合わせしながら決定していきたいと考えてございます。日程の決定につきましては議会事務局において調整をさせていただくといったようなところになってまいりますけれども、連携、それからそういった擦り合わせ等は密にしていきたいと考えます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 7番。42ページの中ほどの町道用地取得が2190万のマイナスになっております。この件について内容をお願いしたいというのと、それから50ページ中ほどにあります、工事請負費、先ほど甲山中学校の空調工事ということのご説明がありました。860万円、かなり大きな減額となっておりますが、もともとの予算とこれだけ大きく減額になった理由、その点について伺いをいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 42ページ道路新設改良費の公有財産購入費の減額についてお答えいたします。町道改良事業に必要な土地の取得につきましては、この取得する土地の面積を確定する。また土地の単価を決定して取得するわけですが、土地の面積の確定につきましては、その前年度までにする必要がございます。今回の場合、令和6年度事業の用地取得の箇所につきまして

は令和5年度に用地測量を実施しておりまして、この確定が令和5年度末となったことから、土地の取得面積につきましては概算で見積もりをしておりまして。また土地の単価につきましては土地の単価は移動がございますので、取得する年度に実施するわけでごさいますので、単価につきましても、最近の取引状況であるとか、近くの取引状況を参考に見積もりしていたところでごさいます。面積が思ったよりも少なかったこと。また単価につきましても下落が想定よりも大きかったことから、このような減額となったものでございます。当初予算の見積もりにあたりましては、もう少し精査したもので上げるべきと考えておりますので、精査に努めてまいります。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは50ページ工事請負費について、甲山中学校空調設備更新工事のところについてご説明をいたします。もともとの予算ということでごさいましたが、申し訳ございません。今、正確なものを確認できる資料を持ち合わせてございませぬので、申し訳ございません。またこの執行については入札残、また執行による残がこういった金額になっているものでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 少し説明が足りないですね。どういったことでこれだけの減額になったかという部分がもう少し詳しい説明が必要だと思っております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私から中身ではなく、数字のほうだけお伝えをいたします。もともと当初予算で3445万4000円工事費を組んでおりました。これ甲山中学校の空調の設置工事です。今回860万4000円を減額し2585万円で工事を終えておるところでごさいます。学校教育課長が申しましたとおり、この理由につきましては入札残ということで工事も完了したということで減額をするものでございます。

○議長（高橋公時） 内容につきましては、後程で構いませんので、どういっ

た内容の入札残なのか、わかる範囲でいいので後程ご報告してください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 95 号 令和 6 年度世羅町一般会計補正予算 (第 5 号) は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 40 分といたします。

.....

| | |
|-----|-----------|
| 休 憩 | 10 時 22 分 |
|-----|-----------|

| | |
|-----|-----------|
| 再 開 | 10 時 40 分 |
|-----|-----------|

.....

○議長 (高橋公時) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの一般会計における学校施設整備費マイナス 860 万円余の質疑に対する回答をお願いします。

○学校教育課長 (藤原康治) 議長。

○議長 (高橋公時) 学校教育課長。

○学校教育課長 (藤原康治) それでは先ほどお伝えすることができなかった内容についてお伝えいたします。

50 ページ中ほどに工事請負費とございます。甲山中学校の空調設備でございますが、仕様の変更等特段ございません。当初の発注どおりの工事を行ったところでございますが、甲山中学校の空調設備につきましては全部で 5 つの部屋、職員室、事務室、多目的ホール、普通教室 2 か所というところの 5 つの箇所を行っております、ひとつひとつの箇所に空調工事、そして電気工事、こう

いった大きく2つの点で工事が進められてきたところでございますが、その各所においておおよそ20万円から50万円という比較的小さい単位で金額が落ちていて、その積算がこういった860万4000円というふうになったものでございます。今後におきましては積算にあたりましては精緻な積算に心掛けてまいりたいと考えております。

○7番（向谷伸二） はい。

○12番（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

一応、終わってますので、新しい質問ですよ。答弁漏れというんじゃないですよ。答弁漏れということですか。新規の質問ですか。答弁漏れがあるということですか。

▼【向谷議員：「商品が減額になっているのか。工事費が減額になっているのか。その辺がわかれば。」】

答弁漏れであればお答えください。新たな質問であればもう閉めておりますので、先ほどの質問の中に入っていたということですね。おわかりですか。もう一度言ってください。

○7番（向谷伸二） これ2割以上減額になっているんです。製品でなかなか2割以上減額になるというのはなかなかないと思うんですよ。そうすると工事費で減額になったのか、その点が聞きたかっただけです。

○議長（高橋公時） それは先ほどお伺いしてましたか。してない内容ですよ。新規の質問はお受けすることはできません。もう終了しておりますので。新たな質問は申し訳ありません。

以上で説明を終わります。

日程第5 議案第96号 令和6年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案32ページをお開きください。

議案第96号

令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 9,557 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,890,343 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 10,631 千円を増額し、県支出金 1,074 千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費 210 千円、諸支出金 5,534 千円、予備費 3,829 千円を増額し、総務費 16 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 96 号 令和 6 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 97 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 33 ページをお開きください。

議案第 97 号

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 30,146 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 638,265 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 1,223 千円、繰入金 28,923 千円を減額し、歳出は、総務費 25,504 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 4,642 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○2 番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） 4 ページ債務負担行為補正についてなんですけれども、標準化対応が困難になった理由をお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。現行でのベンダー側の都合により対応が困難ということで国のほうに報告がされたためでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 97 号 令和 6 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 98 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 34 ページをお開きください。

議案第 98 号

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 234 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,669,001 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 217 千円、繰入金 234 千円を増額し、県支出金 217 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 234 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 98 号 令和 6 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 99 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案集 35 ページをお開きください。

議案第 99 号

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ 1,512 千円を減額し、収入 288,179 千円とし、支出

290,949千円とするものでございます。

収入は、営業外収益1,512千円を減額し、支出は、特別損失9千円を増額し、営業費用1,469千円、営業外費用52千円を減額するものでございます。

資本的収入11,265千円を増額し、収入212,762千円とし、資本的支出6,380千円を増額し、支出243,698千円とするものでございます。

収入は、企業債9,500千円、負担金1,365千円、受益者負担金400千円を増額し、支出は、建設改良費7,294千円を増額し、企業債償還金914千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（高橋公時） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○11番（田原賢司） はい。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 6ページのキャッシュフローのところから見させてもらって、期首の資金残高から期末、3500万円減と。大きくは固定資産の取得に対して負担金による収入との差額があるかと思うんですが、今後留保資金の在り方、予算のときも聞いたんですが、今までのやり方で言うと、ここの留保資金がどちらかに言えば増える傾向にあったと。長期前受との指摘以降、そこを減じるような方向になったんですが、長期前受を除いたときから言っても収支の予算を見たときには1億6000、7000万ですか、長期前受分、減価償却費分を除いて考えたときにですね、それでバランスを考えたときに、実際キャッシュフローのほうが、現預金のほうがどの程度であればいいのか。当初2億4000万で、今回3500万減ってきていると。事業が続くところで損益のほうで言うとバランスシート悪いのでここをどのように保っていくように考えておられるか。一般会計からの支出が今後増える傾向にあるかと思いますのでその点を教えてください。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えをいたします。一般会計繰入金のほうで、年で2億3000万程度の繰入をいただいております。平均的なものでございま

すが 2 億 3000 万程度でございますが、それをいただいております。収支均衡で以前は入れていただいておりますけれども、今の留保資金のほうと財政との調整をしながら、留保資金についても一部を入れながらということの方向に今、調整しながらしておりますけれども、その残金額としましては 2 億 5000 万、6000 万程度というふうに今は考えているところでございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 99 号 令和 6 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、12 月 13 日午前 9 時から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

.....

散 会 11 時 15 分